

令和6年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施結果（概要）

福井県では、令和6年度福井県食品衛生監視指導計画に基づき、夏期に発生する食中毒や違反（不良）食品等の流通など食品等に起因する危害を未然に防止するため、飲食店、製造、販売施設等に対する監視指導を強化し、施設の衛生状況、食品の衛生的な取扱い、食品表示などについて指導するとともに、食品の検査を実施しました。

1. 実施期間

令和6年7月1日（月）から8月31日（土）まで

ただし、食品の収去検査については、この期間以外にも実施しました。

2. 施設に対する立入検査

飲食店、食品製造施設、食品販売店等を中心に延べ878施設に保健所（県内6健康福祉センター（福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭）に併置）の食品衛生監視員が立入等を行い、施設および食材の衛生管理、食品の表示などについて監視指導を実施しました。

なお、実施期間中に食中毒が1件（アニサキス1件）発生しました。

3. 食品の収去検査

県内に流通する食品について、食品製造施設や食品販売施設から145検体を収去し、細菌、食品添加物、残留農薬等の検査を実施しました。

検査の結果、成分規格違反はありませんでした。

	検査件数
一般食品（弁当、そうざい等）	94
洋生菓子、和生菓子	24
輸入食品（清涼飲料水、冷凍食品、加工食品）	11
畜水産食品（鶏卵、はちみつ）	6
野菜・果実	10
計	145